

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
広島県
- 2 構造改革特別区域の名称  
広島県児童発達支援センター安心安全給食特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
広島県の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

広島県は、本州の西端の中国地方の中央部に位置し、北部は山陰地方と接し、南部は瀬戸内海に面している。瀬戸内海には大小合わせて約 140 の島を有する。北は鳥取県及び島根県、東は岡山県、西は山口県に接している。

人口は約 280 万人、世帯数は約 124 万世帯であり、東京一極集中や過疎化の進行に伴い、平成 7 年の 288 万人以降減少傾向が続いており、ピーク時から 2.8%減少している。また、広島県の 65 歳以上の高齢者の人口高齢化率は 29.2%、75 歳以上の後期高齢者の人口高齢化率は 15.1%と年々増加しており、県内全域で過疎化・高齢化が進んでいる。

中国山地が横断している広島県は、県土の約 7 割が中山間地域であり、若年層を中心とした人口の流出を背景に、全国に比べて、集落の小規模化や高齢化が大きく進み、基幹産業としての農林水産業の衰退や地域の担い手の不足など地域コミュニティを維持していく上で、深刻かつ厳しい状況に直面している。

一方で、障害児通所支援の支給決定を受ける児童は年々増加しており、人口減少に伴う省資源化のなかで、障害児の身近な場所での福祉サービスの維持・確保が問題となっている。

広島県では、地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を支援する施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域で設置されているが、市町ごとにみると未設置の市町が半数を占めるなど、児童発達支援センターが不足している状態である。

このような状況の中、広島県では、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画期間とする「第 6 期広島県障害福祉計画・第 2 期広島県障害児福祉計画」を策定し、障害者及び障害児が、地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標とし、特に障害児については、早期把握及び身近な地域での早期支援が行えるよう取組を推進している。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本県における児童発達支援センターの設置状況は、令和3年度現在23施設が12市町に点在している状態であり、児童発達支援センターが身近な地域における障害児の療育の拠点として期待される施設であることからすれば、今後も地域の実情を踏まえたうえで、県内全市町に児童発達支援センターの整備を促進していく必要がある。

このような状況のもと、児童発達支援センターでは給食を提供する場合は自施設内調理によって行うことが求められているが、そのための職員の配置、食材の調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面で負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業者にとっても参入の障壁になっている。

給食センターや関連する施設で調理したものを外部から搬入すること又は関連する施設との一体的な給食調理を可能にすることで、給食調理業務の効率化・安定化が図られ、経費及び人的資源等を食育の推進や療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進が図られ、広島県の障害福祉の向上に寄与することとなる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

児童発達支援センターで提供される給食を外部搬入することにより、事業所の経費節減、人材資源の療育支援への注力が可能となることから、児童発達支援センターの経営の持続可能性が高まり、児童に対して職員が配膳、食事介助等を行うことにより、児童の食育の推進が図られるほか、本来食事提供に割く人材を児童の療育支援の人材の雇用に充てることで療育支援サービスの質の向上にもつながり、身近な地域における障害児の療育の拠点としての機能を十分に発揮させ、障害児サービスの充実を実現する。

併せて、新たに児童発達支援センターを開業しようとする事業者にとっては、より参入しやすくなることから、同センターが不足する地域での新規開設を推進し、県内各地域における療育の拠点の拡充を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

児童発達支援センターにおける給食を外部搬入方式にすることにより、経営の安定化やサービスの質の向上が図られることで、身近な地域における療育の拠点の一層の拡充が進み、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援の充実や、障害児の地域生活の推進による地域の活性化、新規事業者の参入による雇用の創出などの効果を得ることができると期待される。また、児童発達支援センターで食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な栄養バランスのとれた食物を安定的に提供することができ、利用児童の健やかな成長を促すことができる。

## 8 特定事業の名称

### 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの給食について、民間事業者等において給食調理を実施し、外部搬入を行う。配送は、児童発達支援センターと調理を行う施設との位置関係、提供する給食の形態等の状況を踏まえて適切に管理し、児童発達支援センター設置者が行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の実施に当たっては、構造改革特別区域における留意事項を遵守する。

#### (1) 環境整備

構造改革特別区域内における児童発達支援センターでは、障害児に対する食事の提供の責任は同センターにあるものとし、給食の調理はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている児童発達支援センター設置者が別に運営している福祉施設の調理施設で民間事業者等の職員が行う。

また、搬送や保存、配膳、冷蔵や冷凍、提供、アレルギー除去食などの確認については、民間事業者等と児童発達支援センター設置者が委託契約に必要事項を定め責任を持って行う。

#### (2) 児童の特性に応じた対応

① 給食の提供は昼食1回、おやつ2回(10時、15時)。児童発達支援センターの献立は、児童発達支援センターが所在する自治体の児童福祉施設の献立に準じて委託先の民間事業者等の栄養士等が作成し、アレルギー等による除去食および代替食で対応する場合は、民間事業者等の栄養士が児童発達支援センター管理者等職員と協

議の上、栄養の観点を考慮した献立を作成する。

利用児童の発達状況や障害特性に応じた調理方法の工夫、保護者などに対する食事指導など必要な配慮を行う。また、除去食など個別的な対応が必要な場合も、同じ調理施設内で調理を行い搬入する。

- ② 食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提供される医師の診断書の指示内容に基づき、除去食（一部代替案）を提供する。

また個別対応児童への給食配膳・喫食の工夫として、調理時には、施設利用時に利用者から調査した「アレルギー除去表」をもとに担当者が調理し、栄養士が「アレルギー除去表」をもとにチェックを行い、除去食用の容器に入れ個々の名前を記載する。

配膳時には、児童発達支援センター内で担任等担当職員が容器に記載された名前を確認後「アレルギー除去表」をもとにダブルチェックを行い、個々の児童に配膳・喫食させる。

除去食で対応できない場合は代替食を提供することとし、偏食や障害に起因するこだわりについても、児童の食事を常に観察し、特に配慮すべき点については児童発達支援センター職員間で共有を図り、必要な応じた保護者と面談を行うなど保護者や民間事業者等と協議し、お互い協力し対応することによって適切な食事の提供につなげていく。

- ③ 検食については、毎回利用児童に提供する前に児童発達支援センター職員が行うこととし、異物購入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を毎日記録し保管する。

①～③の業務を確実に履行し、児童の食事の内容、回数及び時期に適切に対応する配食先の想定として、現在、児童発達支援センター設置者が別に運営している福祉施設で実施している「食事サービス提供業務委託契約書」を受託している民間事業者等と委託契約を締結するものとする。

### (3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準については「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の2の規定を順守し、常に衛生管理を徹底する。

### (4) 委託契約の締結

- ① 構造改革特別区域における児童発達支援センターの給食は、児童発達支援センター設置者と民間事業者等が締結する契約に基づき、児童発達支援センター設置者が

別に運営する福祉施設内の調理施設で民間事業者等が調理を行う。

- ② 調理にあつては「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）の3の（2）及び（3）を遵守することとし、児童発達支援センターの運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保する。また、調理業務の受託者については、児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする。

（5）食を通じた子どもの健全育成（食育）

- ① 給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、「食育基本法」及び「食育基本法計画」を基本とし実施する。
- ② 食事は、生活を営む上での基礎であり、大切な生活習慣のひとつであることから食べる力の基礎をつくり、食べることの楽しさや大切さを伝える支援を行う。
- ③ 食事の内容や摂り方は、個別支援計画の中に、障害特性や発達段階に応じた支援内容を盛り込み、人との関係を通して、食の広がりを促していく。
- ④ また、食材料の安全に配慮し、児童が安全に安心して食べる給食とする。

【搬入先：児童発達支援センターの概要（予定）】

1 児童発達支援事業における児童の定員

20名

2 調理室の面積

15 m<sup>2</sup>

3 調理設備及び器具

流し台、IH クッキングヒーター、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、電気ポット、収納棚など

【搬入元：社会福祉法人三誓会「あやめが丘こども園」の概要】

1 調理室の面積

42.64 m<sup>2</sup>

2 職員数

4名

3 調理設備

冷凍冷蔵庫1 冷凍庫1 三槽シンク1 作業台1 包丁まな板殺菌庫1  
 二槽シンク1 IH調理器（ローレンジ）1 IH調理器1  
 炊飯台1 IHジャー炊飯器1 電気スチームコンベクションオーブン1 ラック1  
 フードプロセッサー1 冷蔵コールドテーブル1 脇台1 調理台1 二段棚1  
 スタッキングカート2 配膳カート3 バックシェルフ1 ソイルドテーブル1  
 食器洗浄機1 クリーンテーブル1 食器消毒保管庫2 浄水器1 ホテルパン6  
 穴あきホテルパン6 トレイカゴ4 食器カゴ12 食器洗浄機用万能ラック2  
 食器洗浄機用グラスラック1 食器洗浄機用オープンラック1

4 調理事業者

日清医療食品株式会社

配送計画（案）

時間	認定こども園	児童発達支援センター
9:00	昼食調理開始（外部職員）	
11:00	調理完了・配送開始	
11:20		受取
11:30		昼食配膳準備完了 } 検食
11:45		昼食喫食 }
13:00		給食終了
14:15	おやつ調理完了・配送開始	
14:35		受取
14:45		おやつ配膳準備完了
15:00		おやつ喫食
15:30	容器回収	